

令和5年度施工業者講習会質疑

	質疑	回答
1	<p>余裕期間制度について、受注者が決定する工期の終期の延長が可能だと説明されていましたが、発注者が定めた余裕期間以上に終期が延長となった場合、評価は悪くなりますか。</p>	<p>工期延期の理由などによります。</p>
2	<p>上記と同様ですが、定められた余裕期間以上となった場合、固定でかかる費用等（資材置き場等の借地代）があれば追加されますか。</p>	<p>余裕期間内は、受注者で決定していただくものです。設計書記載の余裕期間は目安であります。要綱に記載のとおり、余裕期間内発生する費用は受注者負担となります。</p>
3	<p>労働報酬下限額について、労働者の職種の中にいわゆる現場監督（監理・主任技術者、現場代理人）の労働報酬下限額の記載がありません。教えてください。</p>	<p>豊橋市の公契約条例では、豊橋市公契約の手引きの本文P5（2）の表中で「工事請負契約における現場技術者（現場代理人、管理技術者、主任技術者）は特定公契約の規定が適応されません。」となっています。しかし、その他法令などありますので、労働者に関する法令遵守をお願いします。</p>
4	<p>建設キャリアアップシステム（CCUS）は愛知県発注の工事では、令和5年4月1日以降に契約する工事において活用すれば評価の対象になります。豊橋市発注工事はどうですか。</p>	<p>建設キャリアアップシステムの活用について現在検討中です。</p>
5	<p>週休2日制度について 週休2日制工事を希望したがモデル工事の対象になっていないことで対象外になってしまった。 すべての工事を対象の窓口にして受注者希望型を監督員との協議のうえ選択肢の一つになりませんか。</p>	<p>現在は試行中でありますので、工事を決めての発注者指定型のみとしております。</p>
6	<p>現在施工中の工事で、特記仕様書に遠隔臨場記載はありませんが、費用の計上を請求しなければ、使用することは可能ですか？</p>	<p>費用の計上を請求しない場合は、監督員と打合せの上使用することは可能です。</p>
7	<p>また上記（6）の場合、創意工夫に記載してもよいですか？</p>	<p>創意工夫の一部だと考えます。</p>

8	<p>頁1 2 内容 (2) しゅん工検査の評定結果</p> <p>85点以上及び75点未満の件数が夫々増加した理由は各課で周知されているのでしょうか。 又、評価方法及び評価基準に変化があったと見受けられますので、当該評価方法及び評価基準を明示願います。</p>	<p>各課に周知はしております。 評価の基準は変えていません。 令和4年度は大規模工事等で、工事現場見学会等自主的に行った創意工夫の加点、また工事特性による加点がみられことが点数が高くなった結果の要因と考えます。</p>
9	<p>同 (4) 検査の措置</p> <p>令和4年度に発生した修補補正指示工事の内容及び指示内容を明示願います。 又、修補補正指示を行う際の基準等についても併せて明示願います。</p>	<p>・設計書と現場が異なっていた。 ・施工した室内ビニル床シート貼りに浮きしわが多数見られた。 ・設置した弁類の塗装がはげ、錆が出ていた。 設計書と現場が違っていることは修補指示の対象。維持管理上問題が発生する恐れのある場合に補正指示を行うと考えてください。</p>
10	<p>頁8 2 具体例（主なもの） 1) 写真 一連の流れにつきまして具体例を明示願います。 又、分かり辛いという評価は主観的であるため、整理不備を指摘するのであれば、基準を明示願います。</p>	<p>一連の流れについての例 土木（側溝布設替え） 舗装版切断→舗装版破碎積込み→掘削、既設構造物取り壊し、運搬処分→基礎、モルタル、側溝布設→埋戻し→舗装 建築例：(鉄鋼面SOP塗装改修) 下地調整RB種（既存塗膜の除去、汚れ・付着物除去、油類除去→研磨紙ずり）→錆止めC種（下塗り1回目→研磨紙ずり→下塗り2回目）→SOP塗装B種（穴埋め・パテかい→研磨紙ずり→中塗り1回目→上塗り） 写真がわかりづらいというのは、測点で写真管理されていない、写真ツリーのフォルダ内の写真が違うところに入っている等です。</p>
11	<p>同 3) 産業廃棄物 産業廃棄物仮置場の囲いについて100m²と面積について言及されていましたが、【廃棄物の適正な処理の促進に関する条例】（愛知県）による届出義務に則するものという認識でよろしいでしょうか。 又、例えば500m²の土地を資材置場として利用し、そのうち50m²を廃棄物の保管場所として使用するときは上記の対象となるのでしょうか。</p>	<p>3)貴社認識のとおりです。 【廃棄物の適正な処理の促進に関する条例】（愛知県）に記載がありますので適切な対応を願います。</p>
12	<p>同 仮置場へ運搬をする際には、設計時に発生場所から仮置場への運搬、仮置場から処分場への運搬夫々に費用を計上していただけるという認識で相違ないでしょうか。 又、その際に発生場所から仮置場への運搬と仮置場から処分場への運搬数量は一致しないため、それぞれの運搬に際してマニフェスト伝票を準備する必要があるのでしょうか。</p>	<p>産業廃棄物の運搬処理については、設計書のとおりです。 受注者の都合で一時保管する場合は、各法令、条例や、産業廃棄物処理の手引き（豊橋市）を確認し遵守してください。</p>

13	<p>同 4) 現地仕上り</p> <p>側溝蓋のがたつきとありますが、設計は側溝蓋の材料費用と据付の手間のみであるため、がたつき防止のための材料等の費用の形状が必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>側溝蓋のがたつきについてですが、蓋設置時の側溝の清掃不足による側溝蓋のがたつきです。</p> <p>しっかり清掃した後の状態で、新材料の蓋のがたつきがあるということは、2次製品の精度が疑われますのでしっかりと確認をお願いします。</p>
14	<p>同 3 今後の留意点（まとめに代えて） ・ 検査体制の不備・検査時提示書類の不備 (検査時に求められた資料がすぐに提出できない)</p> <p>とありますが、ここでいう検査時に求められた資料というのは【土木工事書類一覧表】における検査時に提示する書類を指すのでしょうか。</p> <p>又、原則として提出書類：しゅん工時、提示書類：検査時という認識で間違いはありませんでしょうか。</p>	<p>検査時に提示を求めている書類のことで、提出書類ではありません。</p> <p>提示書類としてある、特定建設作業届、道路使用許可等検査時に提示を求めたときに、提示がされないことです。</p> <p>また、提出書類の電子データが検査時に見えないことも該当します。</p> <p>提出書類、提示書類の考え方は貴社の認識で間違いありません。</p>
15	<p>質疑3～7までに施工管理上の注意点について質問をさせていただきましたが、本講習会にて具体例として挙げた項目による評点への影響を明示願います。</p>	<p>設計書と現地の相違や(出来形等)、現地の出来ばえは大きく評定に影響します。</p> <p>写真関係ですが、出来形等はもちろん、不可視部分で必要なものがない場合は、影響します。</p>
16	<p>頁10～16 『下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工仮の徹底等について』</p> <p>価格設定への配慮について、スライド条項に記載のある価格変動の通常合理的な範囲の判断に用いる指針若しくは基準を明示願います。</p> <p>又、納期の長期化が見られる場合の工期設定や工程管理についても同様です。</p>	<p>価格変動については資料11項の表をご覧ください。単品スライドは関係する部材が対象工事費の1%超えた場合。(合算不可)</p> <p>インフレスライドは契約労務単価が臨時の見直しで上昇した場合に限られます。</p>

<p>17</p>	<p>頁19</p> <p>2、豊橋建設現場の遠隔臨場に関する試行要領について、設計金額に反映されないと本講習では発言されていたと記憶していますが、試行要領では</p> <p>①撮影機器、モニター機器の賃料（損料）</p> <p>②撮影機器の設置費（移設費）</p> <p>③通信費</p> <p>④その他（ライセンス代、使用料）</p> <p>が費用のイメージとして記載されています。設計金額に反映されないというのは留意点にある従来の立会等にかかる費用を指しているのでしょうか。</p> <p>又、費用の計上は受注者からの見積もりを徴収し対応とありますが、永続的に見積もりを徴収するということでしょうか。</p>	<p>遠隔臨場の経費については、遠隔臨場を行うべき工事では計上をいたします。</p> <p>今回の講習会では、本年度予算の状況により、発注ができていないことを発言いたしました。</p> <p>受注者からの見積もりについては、国県の要領等変更にあわせ変更をしていく予定です。</p> <p>現在の要領では工事ごとに見積りを徴収することになります。</p>
<p>18</p>	<p>頁24</p> <p>●交通誘導員について</p> <p>1) 交通誘導員全体</p> <p>配置計画及び詳細な工程表により必要日数を算出し監督員に提出。とありますが、公安協議や地元調整に関する資料も添付するのでしょうか。</p> <p>ただし、公安協議は本来受注者が行うものではなく、道路管理者及び所轄警察署の指示に受注者が従うものであるため、道路管理者の役割及び協議の実施フローを明示願います。</p> <p>2) 交代要員</p> <p>道路規制を連続的に行う工事については計上（1名）の対象とする。とありますが、この1名は工事時間中終日という認識でよろしいでしょうか。（休憩中の短時間のみという警備員の手配は現状では不可能ですし、当該警備員の収入の観点からも不適切であると考えます）</p>	<p>1) 基本的に交通誘導員の必要日数は、日当り施工量をもとに計算をして計上をしています。</p> <p>○配置計画変更、詳細な工程が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場精査を行った段階で、日当り施工量が減少することが想定される場合 ・地元協議で交通誘導員の配置計画の増加を求められたとき。（地元意見、公安協議意見があれば打合せ簿にて内容を提出） <p>いずれの場合も監督員と打合せ簿での協議が必要で、すべて増になるとは限りません。</p> <p>○道路管理者の役割及び協議の実施フロー（道路工事の場合）</p> <p>＜受注者＞ 道路使用許可（案）作成</p> <p>＜道路管理者（発注者）＞ 道路使用許可（案）確認</p> <p>＜受注者＞ 道路使用許可申請</p> <p>上記につきましては一例です。</p> <p>工事には、色々な条件があるためすべて実施フローの通りになると限りません。そのため市監督員の指示を仰いでください。</p> <p>2) 交代要員は終日車線規制を行った場合の計上です。休憩などで現場を開放できる場合は計上はありません。終日車線規制を行っている期間で、1名を終日計上する方向です。</p>

19	<p>頁24</p> <p>●道路工事現場における表示施設の設置基準</p> <p>2) 愛知県建設部の「道路工事設備保安設備基準」を遵守する事</p> <p>とありますが、保安設備標準様式図及び保安設備設置標準図に準拠しているかの確認は、道路使用許可申請書若しくは施工計画書に添付する保安設備計画にて確認をするのでしょうか。</p> <p>又、本講習において不備が発覚した際には工事中止等の可能性を示唆されていましたが、不備の内容とそれに伴う受注者への処分内容に関する基準を明示願います。</p>	<p>保安設備設置基準により作成した、道路使用許可書を提出する前に、保安設備図等を監督員に確認をし提出を願います。各課監督員や検査官が不備を発見したときは、修正ができるまで、中止を求めることがあります。</p> <p>受注者への処分ですが、評定点が低くなることが考えられます。</p>
----	---	--